

第2回横浜市障害者差別解消支援地域協議会

日時：平成28年11月29日（火）午後2時～午後4時（予定）

会場：神奈川県自治会館3階 会議室

次 第

1 開会

配付資料の確認等

2 議題

(1) 障害者差別に関する相談対応の状況について 資料1 資料2 資料3

(2) 障害者差別解消に関する啓発活動等について（第1回会議の続き）

資料4 資料5 資料6

(3) その他

・ 障害者差別解消に関する市の取組状況について 資料7

3 連絡事項等

14:00

1 開会

配付資料の確認等

委員紹介（第1回会議に欠席をされ、紹介ができなかった委員の紹介）

14:05

2 議題

(1) 障害者差別に関する相談対応の状況について

ア 相談対応事例の紹介

資料1により、相談対応事例について報告します。質問、意見のある方はお願いします。

イ 相談窓口、相談対応について

資料2、資料3により、障害を理由とする差別を受けた場合の相談窓口や相談対応について説明します。意見、質問のある方はお願いします。

休憩（10分くらい） 午後2時50分頃を目安に休憩時間をとります。

15:00頃

(2) 障害者差別解消に関する啓発活動等について（第1回会議の続き）

ア 啓発活動に関する意見交換、情報交換

前回の続きです。資料4により、話し合いをしていただくテーマ、前回の主な意見等について説明します。意見、提案等のある方はお願いします。

イ 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」について

資料5により、この啓発活動について説明します。質問、意見のある方はお願いします。

ウ その他（事業者が実施する従業員研修等への協力）

資料6について説明します。質問、意見のある方はお願いします。

(3) その他

- ・ 障害者差別解消に関する市の取組状況について、資料7により報告します。質問、意見のある方はお願いします。
- ・ その他、意見、提案等のある方はお願いします。

3 連絡事項等

※進行の予定時間は、説明や審議の状況によって変わることがあります。

相談対応事例一覧(平成28年4月～10月)

No.	相談内容	対応	受付区・局	備考
1	障害のある人から(肢体不自由) 電動車いすを利用している方が船舶に乗船できなかったことについて相談。	市への相談前に、相談者は事業者、所管の国土交通省へ相談済み。相談者がそれ以上の対応を望まなかったため、聞き取りのみで終了。	健康福祉局	
2	障害のある人から(肢体不自由) 車いすを利用している方がレクリエーション施設の敷地内に車で乗り入れることなどについて相談。①肢体不自由者のために敷地内にタクシー乗り入れの検討を、②肢体不自由者全員にスタッフ介添えを、③障害者差別解消法の趣旨の徹底などの申し入れに改善するつもりはないとしたスタッフの処分、市の文書回答を求めた。	担当部署が事業者と調整、助言。敷地内の安全確保から車の乗り入れは認めなかったが、法律の周知、障害のある方への掲示等を実施。	港湾局	
3	障害のある人から(精神障害) 病院に救急搬送された際の医師の差別的な発言についての相談。	相談者がそれ以上の対応を望まなかったため、聞き取りのみで終了。	健康福祉局	

平成 28 年 8 月 2 日

差別解消支援地域協議会で検討していただきたいこと

差別を受けたときの相談窓口について現状の問題点を整理し、解決方法を検討すること。

現状：広報よこはま平成 28 年 8 月号

対象	相談窓口
市職員による差別	対象部署、人事担当課
事業者による差別	事業者が設置する相談窓口、その事業を担当する部署（行政機関）、各種相談窓口

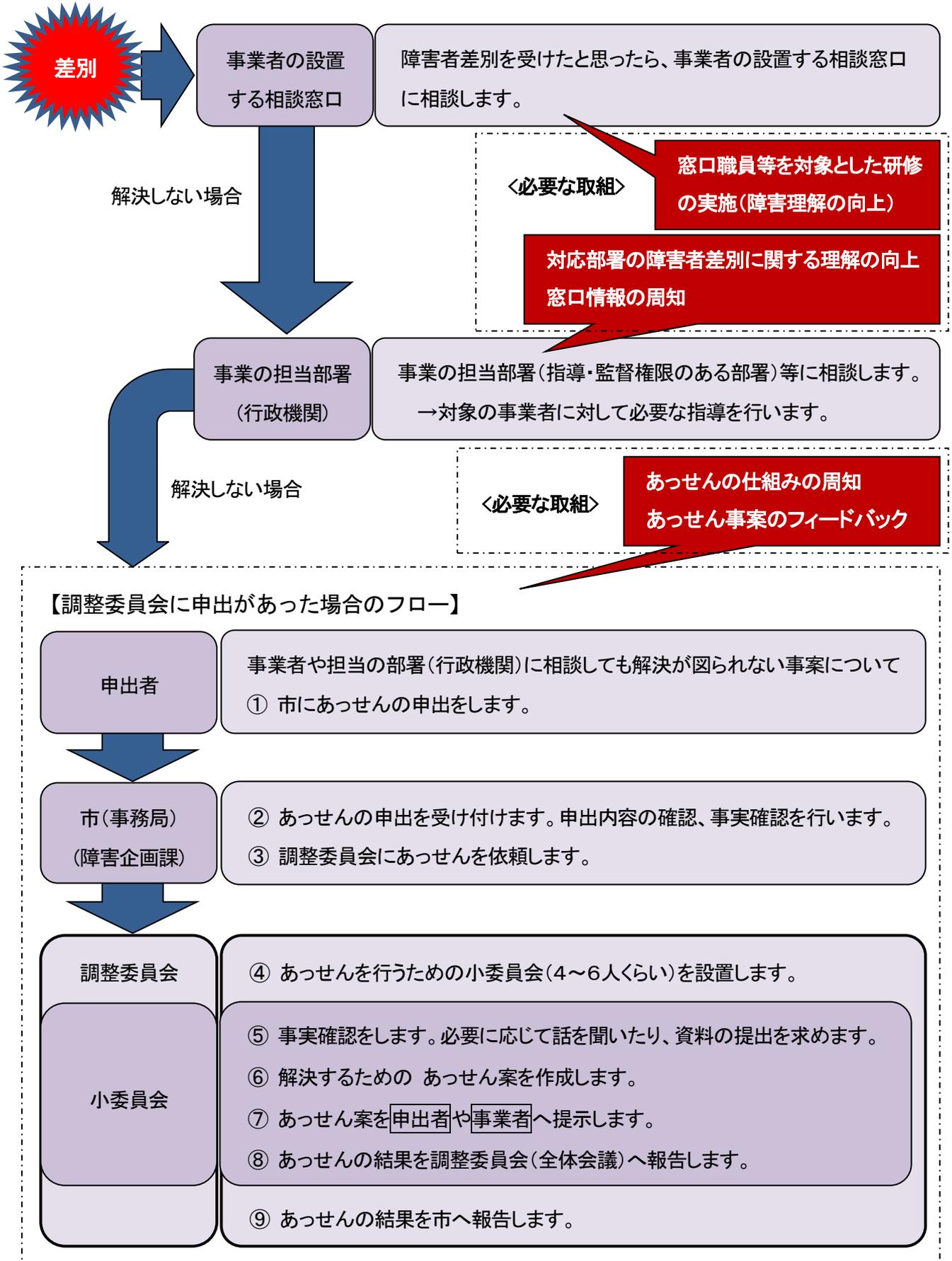
※ 市では、事業者による差別について、担当部署などへの相談によっても解決しない場合に、あっせんの申出ができる仕組みをつくりました。調整委員会が解決に向けた提案を行います。

現状の問題：

- ① 障害者にとって相談窓口がわかりにくい。
 - ② 障害者にとって相談窓口が相談しにくい。
 - ③ 相談窓口の担当者にとって、対応方法が不明確。
 - ④ 制度上の差別（個別事例ではなく制度による一律の差別）の相談窓口がない。
 - ⑤ 調整委員会に申し出る方法が示されていない。
-
- ① 例えば、精神科以外の病院が精神疾患を理由に診療を拒否したとき、その病院の誰に相談するのか？病院が相談にのってくれないときどの行政機関に相談するのか？各種相談窓口にはどんなところがあるのか？
 - ② 例えば、福祉サービス事業所の職員による知的障害者に対する差別的言動があったとき、その事業所に差別を訴えるとかえって不利な扱いを受ける恐れがあるのではないか？それを怖れて相談を躊躇しないか？あるいは、うやむやにされたり、「差別だ」「差別ではない」という水掛け論になってしまうことはないか？
 - ③ 相談を受けたときにどのように対応すべきか、相談場面や相談内容を想定したガイドラインが必要ではないか。事例記録と情報公開、報告先などに関するルール化も。また、事業者が設置する相談窓口ではなく、障害福祉の相談機関に相談があったときの対応方法の規定も必要ではないか。

大羽 更明

障害者差別に関する相談対応の流れ（事業者から差別を受けた場合のイメージ）



意見交換や情報交換をするテーマ「障害者差別解消に関する啓発活動等」

1 市民への啓発に関すること

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと①】

どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発となるでしょうか？
ご意見、ご提案などをお願いします。
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと②】

障害のある人への啓発については、どのような啓発資料や手段の工夫が必要でしょうか？

ご意見、ご提案などをお願いします。

障害種別ごとに意見を聞かせてください。

例：視覚障害のある人向けに音声版資料を作成する。知的障害のある人向けに分かりやすい資料を作成するなど

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと③】

障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中でお互いの理解、障害の理解を深めていただくことを趣旨とした取組を予定しています。

どのような場所の設定や工夫ができるでしょうか？

ご意見、ご提案などをお願いします。

また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

2 事業者・市職員向けの啓発や研修に関すること

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと④】

どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発や研修となるでしょうか？

ご意見、ご提案などをお願いします。

また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

前回の主な意見等

1 市民への啓発に関すること

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと①】

どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発となるでしょうか？
ご意見、ご提案などをお願いします。
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

主な意見等

- 町内会や自治会にも啓発活動をしていただきたい。
- 地域の防災拠点を運営する方々に対して、障害に関する理解を深めていただくための冊子を配付するなどの取組を少しずつ進めている。
- 障害者差別解消法が市民にどの程度認知されているのかなど、現状の評価があれば教えていただきたい。（→把握は行っていない。今後考えていきたい。）
- いつか自分も障害のある人の立場になるかもしれないという自分意識のような視点も検討において必要ではないか。
- 障害のことを理解してもらうには、ふれ合いしかない。障害のある人とない人が共に何かをする機会を自然な形で持つ中で分かってもらうことが大事である。
- 障害者差別解消法関連の情報を市のホームページの分かりやすいところに掲載していただきたい。また、コミュニティ放送局の活用も一つの方法ではないか。
- 1回や2回のふれ合いでは、障害者の理解が深まらずに終わってしまう人もいるかもしれない。小さい頃から同じ場所で一緒にふれ合って育っていくことが大事。
- バスや電車の中のモニターを活用する方法もあるのではないか。
- 共通の好きなことを元に自然に交流して理解し合えるとよい。
- 障害のある人が市民に向けて講演等で意見が言えるとよい。
- パンフレットやリーフレットを作成し、役所や駅、学校で配布してほしい。
- 市からの印刷物にロゴを入れたり、キャラクターを決めるなどはどうか。
- 大人になってからでは難しいので、子供の頃からが大切であり、ふれ合って学んで、特別なことでなく当たり前のことになるとよいと思う。
- 共通の好きなことに集まって自然に交流ができるとよい。私もダンスがたくてワークショップに参加し、障害のことを話すことができ、お互いを理解できた。
- 障害者差別解消法の究極の目標は、障害のある人も障害のない人も誰もが自由に必要な意思疎通が図れる社会の実現であると思っている。
 - ・ 旭区の精神障害者文化まつりの取組の紹介
 - ・ 視覚障害のある人と地域の人たちのボーリング大会の紹介
 - ・ 視覚障害のある人への能楽堂の対応の紹介
 - ・ 脳性マヒの当事者から日常生活の中でどういった疎外感を感じているのかなど話を聞く機会を設けたことの紹介
 - ・ 小・中学校などからの依頼による車いす体験講座の紹介

- ・ 普及啓発の講座など、地域ケアプラザと生活支援センターの共催事業の紹介
- ・ 旭区の精神保健福祉セミナーの取組の紹介

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと②】

障害のある人への啓発については、どのような啓発資料や手段の工夫が必要でしょうか？

障害種別ごとに意見を聞かせてください。

例：視覚障害のある人向けに音声版資料を作成する。知的障害のある人向けに分かりやすい資料を作成するなど

主な意見等

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと③】

障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中でお互いの理解、障害の理解を深めていただくことを趣旨とした取組を予定しています。

どのような場所の設定や工夫ができるでしょうか？

ご意見、ご提案などをお願いします。

また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

主な意見等

- 障害のことを理解してもらうには、ふれ合いしかない。障害のある人とない人が共に何かをする機会を自然な形で持つ中で分かってもらうことが大事である。(再掲)
- 共通の好きなことを元に自然に交流して理解し合えるとよい。(再掲)
- 大人になってからでは難しいので、子供の頃からが大切であり、ふれ合って学んで、特別なことでなく当たり前のことになると思う。(再掲)
- 共通の好きなことに集まって自然に交流ができるとよい。私もダンスがしたくてワークショップに参加し、障害のことを話すことができ、お互いを理解できた。(再掲)
- ・ 視覚障害のある人と地域の人たちのボーリング大会の紹介 (再掲)

2 事業者・市職員向けの啓発や研修に関すること

【委員にご意見やご提案、話し合いをお願いしたいこと④】

どのような方法や工夫、協力があると効果的な啓発や研修となるでしょうか？
ご意見、ご提案などをお願いします。
また、すでに実践されている取組等があればご紹介ください。

主な意見等

- 障害のある人が市役所や作業所の人と意見交換をしたり、障害のある人も参加をして職員の研修を実施してほしい。
- 市立学校教職員向けに対応要領と対応の手引きを作成した。また、まず校長・副校長・特別支援教育コーディネーターから研修を実施している。
- 小学校の人権教育では、精神障害や発達障害はなかなか考えにくいものであるのか。（→実際に学んでいる子供のことをベースに進めている。様々な障害がある中で行き届いていないところもあるかもしれないが、今後検討していく必要がある。）
- 教育委員会と健康福祉局で障害の理解に関する教員向けの資料を作成中である。

「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」について

1 目的

障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めることなどを目的として啓発活動を行うことを定めています。横浜市においても、市民を対象とした啓発活動を継続的に行っていくこととしています。

この「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」は、市民を対象とした啓発活動の中心的な取組として、「障害のある人と障害のない人との交流の場」を創ることを通して、障害の理解を深め、障害のある人に適切な配慮ができる人の輪を市民の間に広げていくことを目的とします。

2 取組の概要（平成 28 年度の予定）

(1) 「検討の場」の設置・運営

市民から参加者を募り、検討の場を設置し、「気軽な雰囲気の中で、障害のある人と障害のない人との交流を通して、障害の理解を深め、障害のある人に適切な配慮ができる人の輪を市民の間に広げていく取組」の企画の検討を行います（「検討の場」は障害のある人も障害のない人も参加します）。

(2) 取組の企画の確定

「検討の場」における企画の検討と、企画内容の試行に基づいて、平成 29 年度以降に実施する取組の企画（「交流の場」の企画）を確定します。

また併せて、市民にとって分かりやすい取組の名称又はコンセプトを作成します。

(3) 業務の委託

(1)、(2)の内容を「株式会社 studio-L」への委託により進めていきます。

【参考】

横浜市障害者差別解消検討部会の提言（抜粋）

「取組⑤ 市民への啓発に関すること」

市民への啓発活動においては、まずは何よりも現状を知ってもらうことが大切です。横浜市が今年1月から2月まで実施した「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例を改めて整理し、抜粋した事例をもとに市民向けのリーフレット（啓発資料）を作成したり、講演会やシンポジウムを開催するなど、計画を立てて継続的に行ってください。同時に、障害のある人と障害のない人が気軽な雰囲気の中で交流することができる機会を設け、その中で障害の理解を広げていくといった取組も有効であると考えられます。そのような市独自の取組の実施も併せて検討してください。

事業者が実施する従業員研修等への協力の取組（案）

障害者差別解消に関する研修講師についての情報を本市ウェブサイトに掲載するなど、事業者に提供することで、事業者と研修講師とのマッチングが図られるようにします。

掲載イメージ（例）

障害者差別解消に関する研修講師一覧

横浜市障害者差別解消支援地域協議会委員で、市内において障害の理解等に関する講演会・勉強会等で活躍されている、講師の情報を発信しています。

講師の依頼、ご相談については、〇〇〇までご連絡ください。

なお、研修の具体的内容や講師への謝礼については、研修講師と調整してください。



〇〇〇 〇〇さん

〇〇障害のある人

【経歴】 〇〇〇〇〇〇会所属

【コメント】 全国いろいろなところを飛び回って多忙の日々を送っていますが、〇〇障害のある仲間のことを一人でも多くの人に理解してもらうために、楽しいお話をさせていただきます。

〇〇〇 〇〇さん

〇〇障害のある人

【経歴】 〇〇〇〇〇〇団体代表

【コメント】 自分は〇〇障害があり、目で見ることにはできないが、さわったり聞いたりすることによって、知ることができます。「聞いたり触れたりして知る社会」になれば、私の不便さは軽くなり、障害者でなくなるかもしれません。

障害者差別解消に関する市の取組状況について

【主な取組（6月～11月）】

1 啓発活動等

(1) 「障害のある人もない人も みんながいっしょに暮らす 横浜すごろく」の作成・配布

知的障害のある人の協力の下、主に知的障害のある人にも分かりやすい啓発資料として「すごろく」を作成、配布しました。【8月～】



(2) 広報よこはまへの掲載

法律の概要、相談窓口、区役所窓口における手話通訳対応の取組について、広報よこはまに掲載。【8月】 また、人権特集の中で記事を掲載しました。【11月】

4 広報よこはま 平成28(2016)年8月号

障害のある人も障害のない人も 暮らしやすい横浜に

☎健康福祉局障害企画課 ☎671-3601 ☎671-3566

今年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由とする差別をなくしていくため、行政機関や会社・店舗などの事業者を対象に、障害を理由として「不当な差別的取扱い」をすること、「合理的配慮」を提供しないことの2つを禁止しています。

「合理的配慮」の提供とは、障害のある人から障害に応じた配慮を必要としていると伝えられたとき、負担になり過ぎない範囲でその配慮を行うことです。具体例は、聴覚障害のある人に筆談で対応するなどが挙げられます。事業者にも努力義務があります。

障害者差別を受けたときは

対象	相談窓口
市職員による差別	対象部署、人事担当課
事業者による差別	事業者が設置する相談窓口、その事業を担当する部署(行政機関)、各種相談窓口

※市では、事業者による差別について、担当部署などへの相談によっても解決しない場合に、あっせんの申出ができる仕組みをつくりました。調整委員会が解決に向けた提案を行います

区役所窓口における手話通訳対応を充実しました

手話通訳者の配置

今年度、2つの区でモデル実施

- 中区 火・金曜 8時45分～12時
- 戸塚区 水・木曜 13時30分～17時

タブレット端末を活用した手話通訳対応の実施

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの手話通訳者と区役所窓口を通信機器(タブレット端末)で結び、画像と音声を通して、手話通訳を介した窓口対応を全区で実施



タブレット端末を活用した手話通訳対応

月～金曜 9時30分～17時
第2・4土曜 9時30分～12時

※手話通訳者の派遣制度は今までどおり横浜ラポールに事前予約で利用できます

人権特集 12月4日~10日は人権週間です

誰もがいきいきと暮らせる よこはまを目指して

わたしたちは、誰もが、かけがえない存在であり、
多様な個性と豊かな可能性を持っています。

☎ 市民局人権課 ☎ 671-2379 ☎ 681-5453

お互いに尊重し合い、共に生きる社会を目指して……
人権について、一緒に考えてみませんか

障害のある人も障害のない人も 暮らしやすいよこはまを目指して

4月にスタートした障害者差別解消法は、障害の有無によつて分け隔てられることなく、お互いを尊重し合う共生社会の実現を目的としています。

■社会モデルで考えてみませんか？

障害者差別解消法が目指す差別の解消は、「社会モデル」の考え方を踏まえています。例えば、街の中で車いすを利用している人が段差を上げられないのは「その人に障害があるから」と個人の問題として捉えるのではなく「スロープがないから」と考え、こうした障害(障壁)を社会の課題として捉え、取り除いていくとするものです。

社会の中でのさまざまな障壁を取り除くことができるよう、障害のある人との対話を通して、一人ひとりが考え、行動することで、障害のある人も障害のない人も暮らしやすい横浜の実現を目指していきます。



☎ 健康福祉局障害企画課 ☎ 671-3601 ☎ 671-3566

みんなでSTOP! 子ども虐待

よこはま子ども虐待ホットライン ☎ 0120-805-240



児童虐待についての通告や相談に対し、調査対応を行った27年度の件数は、5,470件と過去最多です。皆さんの関心の高まりにより、早期に相談をいただき、深刻な虐待に至る前に必要な支援につながっています。子どもや保護者からの小さなサインに気づいたら、居住区の区役所こども家庭支援課に相談、または「よこはま子ども虐待ホットライン」に連絡してください(匿名可)。虐待は子どもの心と体に重大な影響を及ぼす人権侵害です。地域で虐待から子どもを守りましょう!

虐待が疑われる例

- 保護者の怒鳴り声や子どもの泣き声が頻りに聞こえる
- 子どもの服装、顔、髪の手や手に不衛生な状態が継続して見られる
- 子どもが食べたがらみ、あるいは食べ残しを繰り返している
- 子どもが食べないが、必要以上に食べる、あるいは逆に食欲がなさを
- 子どものけがの原因について、保護者が不自然な説明をしていて原因がはっきりしない

☎ こども青少年局こども家庭課 ☎ 671-4288 ☎ 681-0925



なくそう! DV 絶対に許さない! 配偶者や恋人からの暴力(DV)

DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、殴る、蹴る、脅す、大声でどなる、しつこく責める、行動を制限するなどして、相手を支配しようとする暴力行為です。暴力は犯罪であり、重大な人権侵害です。どんな理由があろうと決して許されません。

パートナーが怖いと怯えていますか。「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがあるから」と我慢していませんか。決して自分を責めないでください。暴力の責任はふるった側にあります。誰もが暴力を受けずに安全に暮らす権利があります。支配したり、されたりする関係ではなく、お互いが尊重しあい、信頼しあう関係でいたいと思うのは当たり前のことです。

一人で悩まずに、市DV相談支援センターへ相談してください。私たち一人ひとりが、DVを社会全体の課題として理解・認識し、暴力を許さない姿勢を示しましょう。



☎ 政策局男女共同参画推進課 ☎ 671-2035 ☎ 663-3431
☎ 市DV相談支援センター ☎ 671-4275 ☎ 865-2040

犯罪被害にあうということ

犯罪や事故に巻き込まれることは、誰にでも起こりうることです。しかし、多くの人は「犯罪は自分とは縁がない」「日頃から気をつけているから大丈夫」などと思い、「被害者には、何か原因があるのでは?」などと、被害者に何かしら落ち度があるかのよう考えてしまうことがあります。

被害者は、犯罪被害そのものによって苦しめられるだけでなく、周囲の人たちの無理解から、責められたり、興味本位の質問や事実とは異なるうわさを流されたりすることで、さらに傷つきます。周囲は、被害者が孤立せず地域で支えていける社会を目指し、同情や憐れみではなく、共感し、理解する気持ちで接してください。

「犯罪被害者相談室」では、被害にあわれた人からの相談を受け支援しているほか、犯罪被害者への理解が深まるよう、講演会などの啓発事業も行っていきます。



☎ 市民局人権課 ☎ 671-2379 ☎ 681-5453
☎ 市犯罪被害者相談室(相談専用) ☎ 671-3117 ☎ 681-5453

- (3) 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」
議題の2でご説明した内容です。資料5参照。

2 障害者差別解消支援地域協議会の開催

7月14日に第1回会議を開催。会長の選出、障害者差別解消に関する市の取組状況の報告、啓発活動等に関する意見交換等を行いました。

本日、第2回会議を開催。

3 障害者差別の相談に関する調整委員会の開催

6月30日に第1回会議（全体会議）を開催。委員長の選出、あっせんの手続に関する検討等を行いました。

この調整委員会は、事業者への相談、事業の担当部署等への相談によっても解決が図られない事案（事業者による差別事案）を対象に、本人等からの申出に基づき、小委員会を編成してあっせんを行うことを役割としています。

11月4日に第2回会議（全体会議）を開催。

4 障害者差別解消庁内推進会議の開催

障害者差別の解消を全庁的に推進するため、副市長をトップに全区局長により構成する「障害者差別解消庁内推進会議」を設置しています。9月20日に第1回会議を開催し、職員研修の推進、各職場の良い取組の共有、合理的配慮を推進していくための環境の整備の3つを当面の取組として共有しました。